

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標 公共政策に関する研究と教育を通して、日本ならびに世界における民主的な社会統治 (Democratic Governance) の普及・充実・強化に貢献する。 このため、世界的にも卓越した研究・教育を実現するため、国際的スタンダードに適合した研究・教育システムの革新、環境・条件の確保を図る。 政策研究の学問的確立を先導するとともに、現実の政策課題についても時宜に応じ政策提言を行う。 各国・国際機関における政策指導者、社会各界・各層の真のエリートを養成する。 政治家、行政官、産業人、研究者からなる、開かれた政策構想の交流の場 (ポリシー・コミュニティ) を形成する。</p>	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する研究科を置く。</p>	
<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標 現職の行政官・実務家あるいは研究者志向の学生を対象に、現実における課題発見能力、深い分析能力、実践的な解決能力の養成を目指した教育を充実させる。 公共政策の一般的分野ばかりでなく、社会のニーズに応じた特定領域での高度な専門家養成を推進する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 既存の10プログラムについて、目標、教育課程、指導体制、教育成果等に関し、点検・評価し、組織的に見直し、再編・統合等を図る。 特に、特定領域での専門性を重視するとともに、博士課程への教育資源について重点的な投入を図る。 「ステーツマン政策・立法アカデミープログラム」を新設する。 (若手政治家・候補者等を対象に政策形成・立法能力の自己開発と国際的リーダーとしての資質向上をめざす。) 外部機関との連携プログラムを新設する。 ①「科学技術・学術政策プログラム」 (博士課程のみ。文部科学省科学技術政策研究所、日本学術振興会などとの連携) ②「知財プログラム」</p>

(東京大学先端科学技術研究センター、成蹊大学などとの連携)

- ③「地震リスクマネジメントプログラム(仮称)」
(独立行政法人建築研究所との連携)

さらに、

- ①「国家安全保障政策プログラム」
(財)日本国際問題研究所、(財)平和・安全保障研究所などとの密接な協力のもとに、
新たな連携プログラムの実現を図る。
②「教育政策プログラム(仮称)」など
の創設を検討・準備する。

なお、このほか、学位には直接結び付かない社会人・職業人向けの各種プログラムの開設及びそこでのノンレジデンシャルな学生の受入れを行う。

(2) 教育内容等に関する目標

学問的知識・方法論を身につけた上で、現実課題に即した専門的・実践的な政策分析・政策形成能力を有する優秀な人材の養成を行う。

学生個々の学修経歴や職務経験をもとに、個別的できめ細かな履修指導を実施する。

教育内容の改善、教育の成果の検証に関するシステムを構築する。

各国の将来を担う優秀な若手・中堅の行政官・実務家などを継続的に相当数、留学生として確保する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

教育内容・方法等については、政策当局・派遣機関等との協議をもとに、各プログラム委員会において毎年度検討し、継続的に見直し・改善を進めていく。

派遣機関・学生の意向により、修業年限が1年のコースと2年のコースで選択できるような制度を検討する。

学生・派遣機関のニーズに即した研究テーマの設定・指導、学部を持たない特性を活かした少人数授業、討論・ケーススタディなどを取り入れた授業形態、リサーチ・ユニット等への参加による単位認定など多様な授業方法を工夫し、TAによる支援を得つつ、積極的に展開していく。

異なる研究分野の複数の教員による指導体制を確保し、学生個別の教育指導カルテの作成などにより、体系的・継続的な指導を確保する。

博士論文提出資格試験の適切な運用により、標準修業年限内での課程修了・学位取得を可能とする指導を実施する。

教員による厳格な成績評価を実施するとともに、学生による授業評価など学生の意見を反映して講義の質を高めるシステムを導入する。

内外の優秀な若手行政官等を、関係機関との円滑な連携および文部科学省・国際機関等からの十分な奨学資金確保の上、幅広く確保する。

アドミッション・オフィスの機能強化により、留学生や相手国、国際機関の諸事情に配慮できる、柔軟でしかも選抜水準の高い入試システム(本来のAO入試)を運用する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

理論的かつ実践的な政策研究の教育を行うため、研究者、行政官、実務家など多様な人材による指導能力の高い教員団を構成する。

現実の政策課題を踏まえた実践的教育が可能となるよう、独自の教育支援システムの導入など、ソフト・ハードを含めた教育環境の充実を実現する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

政策現場の実務家の受入については、組織間での継続的で柔軟な連携方式を引き続き確保し、発展させる。

外国人研究者を、教授スタッフあるいは共同研究者として、積極的に受け入れていく。

TA、RAの予算を確保し、それにふさわしい者を採用する。

学生の研究成果発表会を拡充するとともに、優秀な論文を表彰し冊子にして派遣機関に送付する。

図書・電子情報資料、各種教材・ケースのほか、いわゆる政策情報の蓄積を強化するなど、政策情報研究センターの計画的な拡充を進める。

(4) 学生への支援に関する目標

修学および学生生活一般に関する支援システムを構築する。国際的な広がりを持つ同窓会創設を支援し、それを通じて、内外の卒業生同士の交流、卒業生の継続学習への支援などを積極的に進めていく。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

オフィスアワーを設定し、教員が日常的に学生に対して、きめ細かな修学上の指導、学生生活上のアドバイスなど、相談や支援の活動を行っていく。

留学生については、チューデント・オフィス(SO室)を拡充し、修学や生活一般に係る諸情報の提供、相談活動、各種の便宜供与など、大学として必要な留学生対応を一元的・総合的に行う。その際、特に、カウンセリング機能の新たな付与について実現を図る。

同窓会の創設および充実を積極的に支援し、近い将来、同窓会が学生募集活動への強力な支援組織となるよう強化を図る。さらに、同窓会を通じて、本学と国内外の卒業生、また、連携する関係省庁・国際機関との間に充実したネットワーク機能が構築できるように推進する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

本学を中核として、国の内外の大学や政府機関・研究所等関連機関と多様で柔軟な連携ネットワークを構築し、学問的基盤のもとに現実課題に立脚した政策研究を遂行する卓抜した研究拠点を創出する。

政策関連機関との連携を進め、社会のニーズに応じた、多様な新たな公共政策研究を開発し、発展させる。

学界・官界・産業界等各セクターの優れた専門家の中に、政策研究にかかる知的コミュニティとも言うべき場を形成し、活性化された研究活動を継続するとともに、研究成果を社会的に共有するようにする。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

政策研究プロジェクトセンターの各ユニットについて、研究成果を評価し、結果の公表を進めるとともに、リサーチ・ユニットとして、新たな社会的ニーズ等をも踏まえて、関連する研究機関との連携による研究を構想する。当面、教育プログラム実施に伴い、「科学技術・学術政策研究」や「国際問題・安全保障研究」などが予定される。

政策ニーズを先取りした調査研究の実施、関連する情報・データの収集・分析、政策の具体的な選択肢の提言等を行い、行政部門での的確な政策の企画・立案に寄与するとともに、さらに政策の客観的評価についても支援を行う。この一環として、地方自治制度や自治体運営に関する調査・分析などを実施するため、「比較地方自治研究センター(仮称)」の設置などを行う。

将来的にCOEとなるべき研究プロジェクトを積極的に発掘・支援し、そのフィージビリティスタディーを推進する。

研究成果を本学の研究紀要、ホームページに掲載するほか、著作、学会発表、雑誌、マスコミ等を通じて幅広く公開する。特に、研究成果を電子情報化・データベース化し、社会に公開する仕組みを検討・実施していく。

内部評価のほか、新たに外部評価委員会を創設し、組織としての研究成果を定期的に評価してもらい、目標の達成に努める。

21世紀COEプログラムの遂行を通じ、国際開発政策研究に関し、政策提言や協力事業実施を含め、研究拠点の形成を進める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

諸科学による学際的アプローチが可能となるよう、広く内外の政策研究者のクリティカル・マスを確保し、国際的にも先進的な研究遂行に貢献する。

個人の研究のほか、政策研究プロジェクトセンターを拠点と

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

多様な分野から、多様な経歴を持つ研究者を受け入れる。特に、行政官・実務家や外国人研究者を共同研究者や教授スタッフとして積極的に受入れる。

研究活動の一層の充実を図るため、研究に専念する教員の配置を可能とするような条件の整備を行う。

した、組織的な共同研究を活性化させ、常に新たな研究の遂行を図る。

研究者による優れた研究が効果的に遂行されるため、研究の企画立案、連携機関・研究者との調整、申請書類の整理等を含めて幅広い研究支援を行う専門支援スタッフを配置し、総合的に研究機能の充実・強化を図る。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

内外の大学、行政機関、国際機関など政策研究に関連する機関との研究連携を積極的に展開し、研究機関として、また個人ベースでのネットワークを構築・拡充する。

大学全体としての研究連携のほか、研究者個人による海外の研究者との多様な連携・交流を推進する。

研究支援の専門的スタッフを事務組織上明確に位置づけ、適切な処遇を行う。また、資質能力向上のための自己啓発について支援する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

国際的な共同研究、国際研究集会などを自ら開催するとともに、他の大学や関係機関を支援・協力する形でも実施していく。

政策研究プロジェクトセンター「国際協力講座」の活用を更に高め、政府の研究交流等の促進に一層貢献する。

新たに、同センターに国際的な政策研究者等を招聘し本学の研究に協力してもらう「シニアフェロー」制度を企画し導入する。

国際開発戦略研究センターの運営体制を整え、研究活動のスムーズな立ち上げ、各種事業の順調な展開を図るとともに、文部科学省国際開発協力サポートセンターとの連携を強化する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

学長が、学内コンセンサスにも極力留意しつつ、全学的視点から機動的・戦略的に大学運営を遂行できるようなマネジメント体制を確立する。

大学運営に当たっては、教員中心のあり方を改め、事務系職員が様々な局面（運営企画・実施・評価）で適切に参画し、貢献するようにする仕組みを検討・導入する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略を企画・立案する組織として、学長企画室を拡充し、制度的な位置付けを明確にする。

法務・労務・財務等の専門的知識を持った有識者の業務運営への参画を促進する。

教員個々の研究経費については、一定額の均等額を保証しつつ、職務内容・実績等に応じ算配分されるシステムを検討・企画する。

プログラム委員会、課程委員会、教育研究評議会など一連の管理運営組織について、相互調整と審議事項の合理化を図る。

業務、財務会計に関し、厳正な内部監査を実施し、その監査結果が大学運営の質の向上に資するような仕組みを構築する。

移転に伴い、学内情報ネットワークを総合的に整備するとともに、その運営管理の体制を確立させ、教育・研究活動の一層の情報支援を充実する。また、学務事務についても電算化を実施し運営の効率化に努める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

学問の高度化・複合化および社会的要請に対応し、既存の教育研究組織は不断に見直すとともに、新たな組織編制についても機動的に対応する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

内外の政策研究の専門家から成る独自の外部評価委員会を設置し、教員個人および組織全体を通して、教育研究の取組、その成果に関し、定期的に専門的なピア・レビューを実施する。

特に、当面、新設間もない国際開発戦略研究センターについて、当初計画通りに整備を進める。

3 人事の適正化に関する目標

内外の研究者・行政官・実務家など研究分野、職業経歴などにおいてできるだけ異質・多様な教員の人材構成を維持する。

個々の教員に関する業績評価を多面的に実施し、教育研究の水準の向上、効率化を図る。

教職員の雇用および勤務形態の見直しを行い、専任・任期付き・客員・非常勤・派遣職員など、研究教育の実際と必要性に応じた、柔軟で多様な勤務を可能とする人事制度を構想、実現する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

国立大学法人にふさわしい事務局のあり方（組織編制、人員配置、人材採用・養成など）について、理念・位置づけを含めて新たに構想し、活性化した組織に再編する。

本学事務機構の特色（全国最小規模にもかかわらず、多様な外部組織連携・多様な教員構成・多様な国際交流・多国籍多数の留学生などから派生する多様な業務処理の必要）からして、適正な人員を確保の上、職員一人あたりの業務能率の向上を図ることで、事務の効率化・合理化を図る。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

任用後8年ごとに行われることになっている教員業績評価について、具体的な実施の方法、審査の基準等についてあらかじめ決定・公表し、着実に導入・実施する。

教員の任用に当たり、現在既に行われている一般公募の方式について、その有効性や募集分野に検討を加えつつ、適切な運用に努める。

内外の研究機関との研究・人事交流を促進するための環境整備を図る。

既に導入されている任期付き教員について、段階的に拡充を図るとともに、新たに、一定期間研究に専念する教員の配置方策及び特に優れた研究者・教育者の定年退職後の再雇用方策を検討し、導入する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務局を、大学組織の経営管理にかかる専門職能集団としてとらえ、大学に不可欠の機関として位置づけ、そのことが教職員全体の共通理解となるようにする。同時に、学内の各段階での管理運営組織に、それぞれの専門的職員が参画し、各運営組織での意思決定等に関わるようにする。

大学事務の業務内容を組織経営系、研究支援系、教育支援系に大別した上で、従来の係制を廃止し、大括りのチーム制にし、柔軟で流動性ある組織編制に変える。

新たに専門職スタッフとして、研究支援コーディネーター、国際交流コーディネーター、外国語翻訳スタッフ、政策情報管理スタッフなどを配置し、機動的な業務運営を行う。

これらに相応しい人材を大学ばかりでなく広く社会一般からも人材選考し、有能な人の登用をはかる。また、能力開発につながる自己啓発の機会を不断に与える。

業務に関して、外部への委託を計画的・積極的に進める。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

科学研究費補助金、科学技術振興調整費、各種委託調査研究経費および奨学寄付金など外部からの多様な研究資金の確保、拡充に努力する。

国内外の関係機関との連携教育プログラム、連携研究プロジェクトの実施に伴い、それら機関からの資金獲得・拡充に努力する。

2 経費の抑制に関する目標

事務事業の見直しを計画的に進める。

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画の主旨を勘案し、機動的経費としての人件費の抑制を図る。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

外部研究資金獲得に対するインセンティブを高めるため、個人の研究費配分に関して、新たな方法を検討する。

外部資金獲得を促進するため、外部資金に関する情報の収集や申請事務の円滑化のための事務支援体制を整える。

連携事業の質・内容の向上を図り、所期の成果を挙げ、それを基礎に交渉を継続的に行い、資金獲得・拡充に結びつけるようにしていく。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

事務事業の実態を調査の上、管理経費の抑制に係る計画を策定する。

本大学院に対する国内外の社会的要請や、学術研究の動向に対応するために必要な人員を適時適切に確保・配置すると同時に、現下のわが政府の置かれた財政状況を直視し、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費抑制の実行計画の主旨を勘案して、外部資金の活用等による人材の適切な配置等を通じて、3～8%の機動的経費と

<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 資産の有効活用に関する方策の検討を行う。</p>	<p>しての person 費の抑制を図る。 事務処理の簡素化を図るとともに、業務に関して、外部への委託を計画的・積極的に進め、管理経費の抑制に努める。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 所有する施設等を有効活用する計画を策定し、資産の効率的な運用管理を推進する。</p>
<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標 内部評価および外部の有識者による評価を、恒常的に実施し、その結果を教育研究・管理運営の改善に資するよう、システムとして運営する。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標 社会への説明責任を果たすため、大学の研究・教育に関する情報を積極的に発信する。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 採用後8年ごとの教員評価システムについて、検討・企画・導入を進める。 内外の政策研究の専門家による外部評価を実施することとし、早急に具体的な計画を立案し、導入を図る。評価結果を公表するとともに、それを大学運営の改善に反映させる。 国立大学法人評価委員会、大学評価・学位授与機構が行う第三者評価に適切かつ機動的に対応できるように学内の組織を整備する。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 教員個人から活動業績について詳細な報告を受け、データ・ベース化し、ウェブサイト・報告書を通じ、社会に広く情報公開する方式を迅速化するなど改善を図るとともに、今後、教育プログラムなどについても報告の対象を拡充する。 本学の優れた研究成果、最新の情報を恒常的に発信するため、大学として各教員に対して研究成果をデータベース化することを奨励し、ウェブサイト上など社会に公開する場を設定していく。</p>
<p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標 本学の教育研究遂行上の使命が確実に達成されるよう、新キャンパスでの施設設備、その運営システムの稼働に関し、必要な整備を行う。 PFI事業を着実に遂行する。 新キャンパスの極めて恵まれた立地環境に配慮し、校地・校舎については、民間活力を活用するなどして、効率的で合理的な整備・活用について検討する。</p> <p>2 安全管理に関する目標 災害や犯罪などから守られた安全な教育研究環境の実現を目指す。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 六本木新キャンパスの建物建築、施設設備の維持管理をPFI事業方式により適切に実施する。 PFI事業のモニタリングの実績・結果を集積し、最適な方法を確立する。 PFI事業の実施に必要な財源を施設費補助金及び運営費交付金において別紙のとおり確保する。 1日24時間、年間365日の活動が可能となるよう、ITネットワークシステムを取り入れたキャンパス管理システムを構築し、実現する。 中長期でのキャンパス利活用の方針・計画を検討する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 防災・防犯に必要な、施設設備面での措置を計画通りに行う。 キャンパスのオープンな運営を支えるため、管理システムに最新のIT技術を導入するとともに、防災など危機管理の体制充実を図る。 学生および教職員に対して継続的に安全管理教育を実施する。</p>

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
7億円
- 2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・政策研究大学院大学（六本木） 校舎（PFI）	総額 3, 1 5 6	施設整備費補助金（3, 1 5 6）

（注）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

- 内外の研究機関及び政策研究に強い関連性をもつ行政府、立法府等の関係機関との研究・人事交流を促進するための環境整備を図る。
- 職員の能力開発につながる自己啓発の機会を不断に与える。

（参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み 8, 7 3 2百万円（退職手当は除く）

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI 事業)

政策研究大学院大学（六本木）校舎

・事業総額：11,264,338千円

・事業期間：平成15～29年度（15年間）

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備 費補助金	639	481	492	503	515	526	3,156	4,656	7,812
運営費 交付金	0	312	301	293	284	293	1,484	1,968	3,452

別表（研究科）

研究科	政策研究科
-----	-------

別表（収容定員）

平成 16 年度	政策研究科 317人 〔うち修士課程 240人 博士課程 77人〕
平成 17 年度	政策研究科 325人 〔うち修士課程 240人 博士課程 85人〕
平成 18 年度	政策研究科 333人 〔うち修士課程 240人 博士課程 93人〕
平成 19 年度	政策研究科 336人 〔うち修士課程 240人 博士課程 96人〕
平成 20 年度	政策研究科 336人 〔うち修士課程 240人 博士課程 96人〕
平成 21 年度	政策研究科 336人 〔うち修士課程 240人 博士課程 96人〕

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	14,750
施設整備費補助金	3,156
自己収入	890
授業料及び入学金検定料収入	846
財産処分収入	0
雑収入	44
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,618
長期借入金収入	0
計	20,414
支出	
業務費	15,640
教育研究経費	10,613
一般管理費	5,027
施設整備費	3,156
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,618
長期借入金償還金	0
計	20,414

[人件費の見積り]

期間中総額 8,732百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年以降は16年度の人件費見積り額を踏まえて試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人政策研究大学院大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

〔運営費交付金の算定ルール〕

- 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I 〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

- ① 「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の person 費相当額及び管理運営経費の総額。
L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。
② 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
③ 「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

- ④ 「入学生収入」：当該事業年度における入学生定員数に入学生標準額を乗じた額。(平成15年度入学生免除率で算出される免除相当額については除外)
⑤ 「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II 〔特定運営費交付金対象事業費〕

- ⑥ 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。
⑦ 「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。
E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
⑧ 「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
⑨ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

- ⑩ 「その他収入」：検定料収入、入学生収入(入学生定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。
平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm E(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y)：学部・大学院教育研究経費(②、⑥)を対象。

E(y)：附属施設等経費(⑦)を対象。

F(y)：教育等施設基盤経費(③)を対象。

G(y)：特別教育研究経費(⑧)を対象。

H (y):入学料収入(④)、授業料収入(⑤)、その他収入(⑩)を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L (y):一般管理費(①)を対象。

M (y):特殊要因経費(⑨)を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、長期借入金収入は、別紙の「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、実績により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、実績及び特殊要因により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	18,292
經常費用	18,292
業務費	14,835
教育研究経費	5,868
受託研究費等	235
役員人件費	444
教員人件費	6,128
職員人件費	2,160
一般管理費	2,423
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,034
臨時損失	0
収入の部	18,292
經常収益	18,292
運営費交付金	14,750
授業料収益	578
入学金収益	237
検定料収益	31
受託研究等収益	235
寄附金収益	1,383
財務収益	0
雑益	44
資産見返運営費交付金等戻入	961
資産見返物品受贈額戻入	73
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	20,484
業務活動による支出	17,258
投資活動による支出	3,156
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	70
資金収入	20,484
業務活動による収入	17,258
運営費交付金による収入	14,750
授業料及入学金検定料による収入	846
受託研究等収入	235
寄付金収入	1,383
その他の収入	44
投資活動による収入	3,156
施設費による収入	3,156
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	70

注) 前期中期目標期間よりの繰越金 70 百万円は、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額である。